

随意契約理由書			
業務名及び 業務番号	高知県立県民文化ホールガス給湯器取替修繕業務 営文国第6-5号		
業 務 場 所	高知県立県民文化ホール 高知県高知市本町4-3-30		
業 務 概 要	高知県立県民文化ホールのガス給湯器の更新		
請負対象金額	2,300,000円(税込)		
契 約 年 月 日		契 約 金 額	円(税込)
契約の相手方 の商号・住所	有限会社四国温水器サービスセンター 代表 川村 哲郎 香川県高松市西ハゼ町172-1		
随意契約とする 理由	<p>本業務は、既存のガス給湯器が2025年12月をもって故障時の部品交換対応が不可能になるため、新たな設備に更新するものである。しかし、配管等は既存のものから更新しないため、施工業者は既存設備及び今回新たに設置する設備についても熟知しておく必要がある。</p> <p>(株)ノーリツの製品である既存設備のサービス全般は、(株)ノーリツとサービス業務委託基本契約を締結している有限会社四国温水器サービスセンターが行っており、近隣で(株)ノーリツと契約を締結している業者は他にない。</p> <p>そのため、保守点検等を通じて既存設備について熟知しており、新たな設備についても安全に取り付けることが可能な施工業者は有限会社四国温水器サービスセンター以外にいないため、当社と単独随意契約を行う。</p> <p>(契約事務の適正化要綱第2の1の(2)のサに該当)</p>		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		

- 注：1 委託業務にあつては様式中の「工事」は「業務」と、「請負対象金額」は「委託対象金額」とする。
- 2 「随意契約とする理由」は、随意契約としなければならない理由、相手方選定理由を具体的に記載する。
- 3 「根拠規定」は、地方自治法施行令第167条の2第1項の何号に該当するかを記載する。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合には、この様式を作成する必要はない。